

認 第 二 號

一、昭和十一年度静岡縣沼津市歳入歳出決算

一、昭和十一年度静岡縣沼津市學齡兒童就學獎勵資金歳入歳出決算

一、昭和十一年度静岡縣沼津市罹災救助資金歳入歳出決算

右審査ヲ遂グルニ不都合ノ廉無之ニ付本市會ノ認定ニ付ス

昭和十二年十月十三日

沼津市長 森 田 泰 次 郎

昭和十



年度静岡縣沼津市歳入歳出決算

(附特別會計)

昭和十一年度静岡縣沼津市歳入歳出決算

歳入

一金貳百五拾六萬壹千參拾圓六拾九錢

歳入 決算 高

歳出

一金參拾壹萬七千四百九拾圓八拾貳錢

經常部 決算 高

一金貳百拾七萬參千八拾參圓拾八錢

臨時部 決算 高

合計金貳百四拾九萬五百七拾四圓也

歳入歳出差引

殘金七萬四百五拾六圓六拾九錢

翌年度繰越 高

歲入

同新株式二十四株拂込額金三百圓ニ對スル配當金年一割

八、社會事業積立金收入	六〇九	九八〇	九六〇元	九六〇元	一九二	元金二千四百七十二圓七十六錢ノ年四朱上半期分	四四四
一、預金利息	九八	九〇〇	九六〇元	九六〇元	一九二	元金二千五百二十二圓二十錢ノ年三朱七厘下半期分	四六五
九、圖書館建築積立金收入	八九二	八〇〇	八三九二	八三九二	二〇九	元金二千五百五十九圓十九錢ノ年四朱上半期分	四三八
一、預金利息	八六	八〇〇	八三九二	八三九二	二〇九	元金二千二百二圓三十七錢ノ年三朱七厘下半期分	四〇七三
二、場公收入浴	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇		公設浴場收入	
一、場公收入浴	三〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇			
三、使用材料及手數料	四、六三三	四、八七五	四、八七五	四、八七五	七五四		
一、使用材料	三、四四九	三、四四九〇〇七、八〇二六六、六九三三	九〇九三	四〇三三			
一、市道占用料	二、〇〇〇	二、〇〇〇〇〇	一、九三九元	一、七〇九二	二六〇八		
二、堤塘使用料	一八〇	一八〇〇〇	一八三三	一七九六	六三		
三、小學料校	二、七八	二、七八〇〇三、六七〇〇三、〇九七〇	六四三〇	三四七〇		高等科兒童延一萬四百五十一人一人一ヶ月一圓(收入未濟額四百二十七圓) 尋常科兒童延四萬七千六十二人一人一ヶ月二十錢(收入未濟額一百五十二圓四十錢) 尋常科兒童延二萬八千四百六十六人一人一ヶ月十錢(收入未濟額二十四圓九十錢)	一〇〇三〇〇 九二六〇〇 二七六九〇
四、幼稚園料園	二、二〇〇	二、二〇〇〇〇	二、四六〇〇	二、四六〇〇	二七六〇〇	園兒延一千二百三十八人一人一ヶ月二圓	

五、屠場使用料	三四〇	三、四〇〇〇	三、六八三〇	三、六八三〇	二七三〇		
六、墓地使用料	八	八〇〇	一一〇〇	一一〇〇	四〇〇		
七、使用葬料場	二、八六六	二、八六六〇〇	三、〇八八〇〇	三、〇八八〇〇	二二二〇〇		
八、市營住宅料	三、三六七	三、三六七〇〇	二、四五〇五五	二、八四五六三	五二二七		
九、使用會料堂	七〇	七〇〇〇	八〇七二〇	八〇三四〇	八三四〇		
二、手數料	四、七三六	四、四八〇〇	五、七八〇五五	四、七三三六	三〇五六		
一、督促手數料	一、一〇〇	一、一〇〇〇〇	二、四七三六	一、四五六五	二五五五	市稅其ノ他督促手數料	
二、戶籍手數料	一、二五〇	一、二五〇〇〇	一、四八三五	一、四八三五	一九八五	戶籍、寄留、謄抄本交付手數料及閱覽手數料	
三、證明手數料	一、八四五	一、八四五〇〇	一、八八九二	一、八八九二	二五〇元		
四、閱覽手數料	三三	三三〇〇	三九七〇	三九七〇	六七〇		
四、交付金	一〇、四九三	一〇、四九三〇〇	一〇、四九三〇〇	一〇、四九三〇〇	四〇三二		
一、國稅徵收	一、九七三	三、六五四	一、九七三	一、九七三	一、七四六六	國稅徵收金五萬九千五百六十六圓六十一錢ノ百分ノ三納稅告知書六千七百八十一枚一枚金二錢	一、七二六六 二五六三
一、國稅徵收	三、六五四	三、六五四〇〇	一、九七三	一、九七三	一、七四六六		

二、縣稅及賦金 徵收交付金	八、五四七	六、二五七	六、二五七	八、五四七	八、五四七	二、二七七	地租附加稅及特別地稅徵收金三萬一千百七圓二錢ノ 其ノ他縣稅徵收金二十萬三千八百四十八圓十一錢ノ 賦金徵收金一千三百六十七圓二十錢ノ千分ノ十 都市計畫特別稅徵收金三千七百二十六圓五十三錢ノ 百分ノ四	二、二七七	八、五四七	一、四九五
三、水利組合費 徵收交付金	一五〇四	六〇	六〇〇	一五〇四	一五〇四	九〇四	水利組合費徵收金三千七百五十一圓四錢ノ百分ノ四			
四、鑑札取扱 費交付金	三六五	三元	三元〇〇	三六五	三六五	二四五	縣稅鑑札再交付手數料七十三圓十錢ノ二分ノ一			
五、穀物檢査手 票取扱交付證 金	二〇九四	三元	三元〇〇	二〇九四	二〇九四	九〇六	穀物檢査手數料領收證票取扱高六百九十八圓四十五 錢ノ百分ノ三			
五、國庫下渡金	四、二八	四、〇七六	四、〇七六	四、〇七六	四、〇七六					
一、義務教育 費下渡金	四、〇九六	三元、九〇	三元、九〇〇〇〇四、〇九六	四、〇九六	四、〇九六					
二、短期現役兵 金	一、七〇〇	二、二五	二、二五〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	五、七〇				

一、短期現役兵 金	二、二五	二、二五〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	五、七〇					
六、報償金	六、〇〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇〇〇	六、〇〇〇〇〇	六、〇〇〇〇〇		東京電燈株式會社報償金			
一、報償金	六、〇〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇〇〇	六、〇〇〇〇〇	六、〇〇〇〇〇					
七、國庫補助金	三、三三七	三、八八九	三、八八九〇〇	三、三三七	三、三三七	一、四六二	花柳病豫防費五百六十二圓六錢（事業ニ伴フ收入三 百三十六圓三十七錢ヲ除ク）ノ六分ノ一			
一、衛生費補助	九二	九二	九二〇〇	九二六七	九二六七	二六七				
二、社會事業 補助	三、三九〇四	三、七七八	三、七七八〇〇	三、三九〇四	三、三九〇四	一、四八六				
一、職業紹介 費補助	四九九	四九九	四九〇〇	五〇〇三	五〇〇三	三九三	昭和十年度精算不足額追給補助 昭和十一年度概算補助 昭和十一年度分追給補助 昭和十一年度分補助	八、二七六 四、九一七 一、五三四 二、八五六		
二、救護費補助	三、三三九	三、三三九	三、三三九〇〇	三、〇四八二	三、〇四八二	一、八〇九				
八、縣補助金	三、七六六	三、七六六	三、七六六〇〇〇	三、七六六	三、七六六	四、二二三	追加			
一、土木費補助	二、二五〇〇	二、二五〇〇	二、二五〇〇〇〇	二、二五〇〇	二、二五〇〇	四、四〇〇〇	追加			
一、道路費補助	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三、六〇〇〇				

費補助

九
寄
附
金

[illegible][illegible]

一、	二、	三、	四、	五、	六、	七、	八、	九、	十、	十一、	十二、	十三、	十四、	十五、	十六、	十七、	十八、	十九、	二十、	二十一、	二十二、	二十三、	二十四、	二十五、	二十六、	二十七、	二十八、	二十九、	三十、	三十一、	三十二、	三十三、	三十四、	三十五、	三十六、	三十七、	三十八、	三十九、	四十、	四十一、	四十二、	四十三、	四十四、	四十五、	四十六、	四十七、	四十八、	四十九、	五十、	五十一、	五十二、	五十三、	五十四、	五十五、	五十六、	五十七、	五十八、	五十九、	六十、	六十一、	六十二、	六十三、	六十四、	六十五、	六十六、	六十七、	六十八、	六十九、	七十、	七十一、	七十二、	七十三、	七十四、	七十五、	七十六、	七十七、	七十八、	七十九、	八十、	八十一、	八十二、	八十三、	八十四、	八十五、	八十六、	八十七、	八十八、	八十九、	九十、	九十一、	九十二、	九十三、	九十四、	九十五、	九十六、	九十七、	九十八、	九十九、	一百、
一、	二、	三、	四、	五、	六、	七、	八、	九、	十、	十一、	十二、	十三、	十四、	十五、	十六、	十七、	十八、	十九、	二十、	二十一、	二十二、	二十三、	二十四、	二十五、	二十六、	二十七、	二十八、	二十九、	三十、	三十一、	三十二、	三十三、	三十四、	三十五、	三十六、	三十七、	三十八、	三十九、	四十、	四十一、	四十二、	四十三、	四十四、	四十五、	四十六、	四十七、	四十八、	四十九、	五十、	五十一、	五十二、	五十三、	五十四、	五十五、	五十六、	五十七、	五十八、	五十九、	六十、	六十一、	六十二、	六十三、	六十四、	六十五、	六十六、	六十七、	六十八、	六十九、	七十、	七十一、	七十二、	七十三、	七十四、	七十五、	七十六、	七十七、	七十八、	七十九、	八十、	八十一、	八十二、	八十三、	八十四、	八十五、	八十六、	八十七、	八十八、	八十九、	九十、	九十一、	九十二、	九十三、	九十四、	九十五、	九十六、	九十七、	九十八、	九十九、	一百、

明

歲出

二、給料手當	二、市參事會員	一〇〇〇	五九〇〇	四〇〇	名譽職參事會員延五十九日一日一圓	
一、書記	一、書記	八四	八四〇〇	七〇〇〇	市會書記月額六圓	七〇〇〇
二、給仕使丁	二、給仕使丁	三六	三八〇〇	二四〇〇	市參事會書記月額一圓	二四〇〇
三、需用費	三、需用費	七八八六	七八八六	二四〇〇	市會給仕手當月額二圓	二四〇〇
一、備品	一、備品	五〇	五〇〇〇	二五二〇	市會使丁手當月額一圓	二四〇〇
二、消耗品	二、消耗品	一五〇	一四六二三	一二六七五	器具新調及修繕	
三、印刷費	三、印刷費	二八五	二八五〇〇	二四四〇〇	筆墨紙其他	
四、雜費	四、雜費	三三五	四〇二三	四〇二三	雜費へ流用支出	三七
三、役所費	三、役所費	六、七三	六、七、三八九二	六五、二五四二	豫算書其他	
一、報酬	一、報酬	一、〇六四五	一、〇六五二	一、〇六五二	諸雜費	
二、給料	二、給料	四、五、四八	四、五、四八〇〇	四三、九七五二六	消耗品ヨリ流用	三七
一、區長及區長代理者	一、區長及區長代理者	一、〇四五	一、〇四五二	一、〇六四五一	雜給費用辨償ヨリ流用	一九五
二、給料	二、給料	四、五、四八	四、五、四八〇〇	四三、九七五二六		

[illegible]

[illegible][illegible]

三、用惡水路費		一、九六〇六	二、二五〇〇	一、九六〇六	二、二五〇〇	二八四	下水路修繕 下水路浚渫 耕地用水路修繕 香貫用水堰入費 同水諸費	二九二七 九四八 五五〇 二七五 一、二七九六
四、雜費		三〇九七四	三〇〇〇	三〇九七四	三〇〇〇	二六	測量用杭木其他 水路敷地料 水路番人手當	二九二七 二〇〇〇 六〇〇
五、渡船費		七〇〇〇	七六〇〇	七〇〇〇	七六〇〇	三九	追加	五〇〇〇
一、雜給		四四七五	四三〇〇	四四七五	四三〇〇	一八二五		
二、船夫給		四三六	四三六〇	四三六	四三六〇	一八二五	船夫一人日給一圓十五錢ノ三百六十五日分	
二、賞與		一五	一五〇〇	一五	一五〇〇		船夫賞與	
二、需用費		二六九三〇	三三五〇	二六九三〇	三三五〇	四七〇	追加	五〇〇
一、備品		三〇〇	三〇〇〇	二七二〇	四八〇	四八〇	追加 器具新調及修繕	五〇〇
二、雜費		一五	一五〇〇	三二〇	二九〇	二九〇	諸雜費	
六、公園費		一、九六〇六	二、二五〇〇	一、九六〇六	二、二五〇〇	二四二〇		

一、雜給		五二二五	五五八〇	五二二五	五五八〇	三六八五		
一、園丁給		三六五	三六五〇	三三三五	三六五	二六五	園丁一人日給九十錢ノ九十二日分、日給九十 五錢ノ二百七十三日分及臨時賄料	
二、傭人		一八二	一八二〇	一六八〇	一五〇	一五〇	臨時傭人	
三、賞與		二二	二二〇〇	三三〇〇	九〇四			
二、需用費		六九六六	七九〇〇	六九六六	九〇四			
一、備品		一〇〇	二〇〇〇	六八六	二三四	二三四	器具新調及修繕	
二、電燈		五四七	五四七〇〇	四四二二	七六八	七六八	園内及千本濱常夜及臨時電燈費	
三、借地料		一六七	一六七〇〇	一六二五	七五	七五		
四、雜費		二五	二五〇〇	一一七三	二二七	二二七	諸雜費	
三、修繕費		八八六	八八六〇〇	八八六九	七三	七三		
一、修繕		八六	八六〇〇	八八六九	七三	七三	運動器械 棚 芝生 ベンチ 小破	五四四六 一一三五 〇 一〇〇〇 五八八
七、海水浴場費		三、六八九二	四、〇〇六	三、六八九二	四、〇〇六	四、〇〇六		

[illegible][illegible]

[illegible]

一	二	三	四	三	一	二	五
二	三	七	七	九	〇	四	〇
八	九	六	九	〇	九	四	〇

三、需用費	三四二五	三四四〇	三四二五	一七五
一、備品	一一〇	一一〇	一一〇	器具新調及修繕 電燈ヨリ流用
二、消耗品	一五三	一五〇〇	一五二〇	筆墨紙、薪炭其他
三、通信運搬	五	五〇〇	五〇〇	郵便電信料其他
四、電燈	三三	二六四	二一五	電燈費 備品へ流用支出
五、雜費	三三	六〇〇	六二四	火災保險料 儀式運動會救急治療費其他
四、恩給基金	七五〇	一五〇〇	七五〇	七五〇
一、恩給基金	一五	一五〇〇	七五〇	七五〇 保姆恩給基金
五、修繕費	七六二	一六三	七六二	小破 雜給、旅費ヨリ流用
一、修繕	七〇	一六三	七六二	一六三
一一、修道館費	四八八	五〇〇	四八八	三三三
一、修道館費	四八八	五〇〇	四八八	三三三 看守人手當 電燈費 火災保險料 修繕費
一、維持費	五五	五〇〇	四三八	三三三

一二、教育獎勵費	四六二五	四〇〇	四五〇〇	四六二五	三七五	
一、教育獎勵費	四六二五	四五〇	四五〇〇	四六二五	三七五	
二、學事獎勵費	三五〇	一九二五	三六九五	三六九五		元二五
社會教育獎勵費	一〇〇	△一九二五	八〇七五	六七〇〇	三七五	元二五
一、傳染病豫防費	一、七三九〇	一、八八八	一、八三〇〇	一、七三九〇	一、一〇一〇	
給料		一〇	一〇〇〇		一〇〇〇	
一、醫師	二〇〇		一〇〇〇		一〇〇〇	
二、雜給	九六九元	一、〇八	一、〇三〇〇	九六九元	六六七	
一、旅費	二三五		二五〇〇	九二五	四〇五	
二、看護婦給	八		八〇〇		八〇〇	
三、手当	一四		一四〇〇	一四三三	六	六〇〇〇
四、備人	七五二		七五〇〇	七三三	七六八	三三三
三、需用費	七五四六	七八〇	七八〇〇	七五四六	二五元	六七三
三、需用費	七五四六	七八〇	七八〇〇	七五四六	二五元	六七三

一、備品	五								二〇〇	器具新調及修繕	
二、消耗品	三〇			一四〇	三三四〇	三三四〇				種痘濟證其他	
三、藥品	三〇〇			三三四	二六八六六	二四五四七			三三元	痘苗 消毒藥品 雜費へ流用支出 消耗品へ流用支出	一四〇 三二五 三九九 二九七四 一四〇
四、雜費	四四五			二九七四	四七四七四	四七四七四				火災保險料 諸雜費 藥品ヨリ流用	三〇五〇〇 一六九七四 二九七四
一四、汚物掃費掃	二、九〇五四四				四、五三三〇〇	二、九〇五四四			一、六二〇五六		
一、給料	一、八七三〇				一、九八〇〇〇	一、八七三〇			二二七〇	掃除監督長一人 掃除監督一人 掃除巡視三人	二二〇〇 五五二六 一、二九〇〇四
二、雜給	一〇、三四三九一				二、六五七〇〇	一〇、三四三九一			一、三三三〇元	衛生夫 臨時傭上人夫	七、九三九九 二、〇四〇〇
									二、一八二〇元		
									一三三〇〇	掃除監督以下賞與	
三、需用費	七〇二四三				七六九〇〇	七〇二四三			六六七		
一、備品	一〇〇				一〇〇〇〇	八九六二			一〇六	器具新調及修繕	
二、消耗品	九〇				九〇〇〇	四七四一			四九五	箕、帚、油其他	

[illegible]

一、給料	三五五九	四四	四四〇〇	三五五九	八三
二、雜給	三元〇〇	三元二	三元二〇〇	三元一〇〇	八三 書記（事務員）
三、需用費	五七五	三〇〇	三六〇〇	五七五〇	看守人兼掃除人一人月額三十圓 事務員及看守人賞與
四、修繕費	七五五	五〇	七五五	七五五	二六 器具新調及修繕 薪炭、藥品其他 雜費ヨリ流用 看守人兼掃除人被服 電燈費 電話使用料 電力料 火災保險料 諸雜費 消耗品へ流用支出
一、備品	五〇	四四	五〇〇〇	四三元	九七五
二、消耗品	五五	四四	七九二	七九二	二六八〇
三、被服	五		五〇〇	四八五	九七
四、電燈	四九		四〇〇	三三〇	
五、通信運搬	八二		八〇〇	八二〇	
六、雜費	三〇	△ 九七	三三〇〇	三三四五	
一、修繕	五〇		七五五	七五五	

一、雜給	五二〇	五九二	五九二〇〇	五九二〇〇	二二〇〇
一、火夫給	五五	五五〇〇	五五〇〇	五五〇〇	追加 一人月額二十五圓三ヶ月分 一人月額五十圓九ヶ月分
二、賞與	三三	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	追加 火夫及使丁賞與
三、使丁給	四四	四四〇〇	四四〇〇	四四〇〇	追加 一人月額五圓九ヶ月分
二、需用費	一一八三	一二七五	一二七五〇〇	一二八三	八五九
一、七、墓地費	三〇〇	三三	三三〇〇	三三〇〇	三三〇〇
一、雜給	三〇〇	一五	一五〇〇	三〇〇	二二〇〇
二、雜費		二〇	二〇〇〇		二〇〇〇
一、諸雜費	二〇		二〇〇〇		二〇〇〇
二、備人	一四	一四〇〇	三〇〇		臨時備人
一、管理人手當	一	一〇〇			一〇〇
一、修繕	五〇		七五五	七五五	小破
一、八、火葬場費	一、九七五	二、二七	二、二七〇〇	一、九七五	二、二七〇〇
一、雜給	五二〇	五九二	五九二〇〇	五九二〇〇	追加

[illegible][illegible]

四、家畜傳染 病豫防費		三、印 刷		二、米生 計調查費		一、豫防諸費		二、職業 所費		一、給 料		二、雜 給		三、需 用費	
四二五		四〇〇		四〇		四五		三、〇三 四		一、九二 七		五三三		四八四	
		二七五		四〇〇				二、九四		二、〇六		四七八		四九〇	
								二六二				二六五			
								△		△		△			
		五七五		四〇〇		四五〇〇		三、〇三 四		一、九七 九		一八〇二		四九〇〇	
		五七五		三九五		四二五		三、〇三 四		一、九二 七		五三三		四八四	
												二六五		二六七	
												二六五		二六七	
												二六五		二六七	
												二六五		二六七	
												二六五		二六七	
												二六五		二六七	
												二六五		二六七	
												二六五		二六七	
												二六五		二六七	
												二六五		二六七	
												二六五		二六七	
												二六五		二六七	
												二六五		二六七	
												二六五		二六七	
												二六五		二六七	
												二六五		二六七	
												二六五		二六七	
												二六五		二六七	
												二六五		二六七	
												二六五		二六七	
												二六五		二六七	
												二六五		二六七	
												二六五		二六七	
												二六五		二六七	
												二六五		二六七	
												二六五		二六七	
												二六五		二六七	
												二六五		二六七	
												二六五		二六七	
												二六五		二六七	
												二六五		二六七	
												二六五		二六七	
												二六五		二六七	
												二六五		二六七	
												二六五		二六七	
												二六五		二六七	
												二六五		二六七	
												二六五		二六七	
												二六五		二六七	
												二六五		二六七	
												二六五		二六七	
												二六五		二六七	
												二六五		二六七	
												二六五		二六七	
												二六五		二六七	
												二六五		二六七	
												二六五		二六七	
												二六五		二六七	
												二六五		二六七	
												二六五		二六七	
												二六五		二六七	
												二六五		二六七	
												二六五		二六七	
												二六五		二六七	
												二六五		二六七	
												二六五		二六七	
												二六五		二六七	
												二六五		二六七	
												二六五		二六七	

三、收容救護費			三、救護諸費	六四四	六四〇〇	三四五七	二九八二	生活扶助 醫療費 埋葬費	三七六 九〇三
四、救護所費			一、雜給	七二	七一〇〇	三六一〇	三五九	看護人 臨時傭人	〇 二四〇
			二、需用費	四七	四七〇〇	三三〇	二二〇	備品費 電燈費 火災保險料 諸雜費	二六八 〇〇〇 三〇〇
			三、修繕費	一〇	一〇〇〇		一〇〇〇		
一二三、社會事業費			三、修繕費	七六	七六〇〇	六七八二	五七九		
一、市營住宅			一、雜給	一、八九八	一、八九八〇〇	一、八〇六五	一七五	管理人三人手當、二人月額一圓五十錢ノ一ケ 年分及一人月額一圓五十錢ノ十ケ月分	
			二、需用費	一、五四	一、五四〇〇	一、五四二八	九七二	借地料 動力料 電燈費 火災保險料 諸雜費	一、四五〇 八〇〇 四五〇 二四二八 一八二〇
			三、修繕費	三〇〇	三〇〇〇	二九五三七	四三三	小破	
二、公設代書費				七六	七六〇〇	六七八二	五七九		

三、公設浴場費			一、給料	六〇	六〇〇〇	六七一五	三九	雇(事務員)二人	
			二、雜給	二八	二八〇〇	二五〇〇	三〇〇	事務員賞與	
			三、需用費	五〇	五〇〇〇	二五七〇	二四〇〇	諸用紙及印刷費	
			一、需用費	五五	五五〇〇	五五四〇	六	備品費 火災保險料	五〇〇 五〇〇
			二、修繕費	一七四	一七四〇〇	一六八六〇	五四	小破	
四、方面委員助成費				七五〇	七五〇〇	六八六六	三七四		
			一、方面委員助成費	七〇〇	七〇〇〇	六六六六	四三三	方面委員十八人助成費一人四十圓ノ十一人分 三十三圓三十三錢ノ二人分及三十圓ノ五人分	
			二、雜費	五〇	五〇〇〇	二九六〇	二〇〇	東部方面委員聯合事務打合會諸費 市内方面委員打合會諸費	〇 二九六〇
五、社會教化費				三三〇	三三〇〇	三三四四	一七五		
			一、表彰行費者	一〇	一〇〇〇		一〇〇		
			二、社會諸費教	三〇〇	三〇〇〇〇	三三四四	一六五		
六、雜費				一〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇		

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

[illegible]

[illegible]

一、觀光費	一、一九三三	一、八五〇〇	一、二九三三	六五〇〇	六	香貫山遊園地築設諸費 煙火大會諸費 更正 諸雜費ヨリ流用 追加 沼津市觀光協會助成金 諸雜費 宣傳費へ流用支出	〇 三〇〇〇 二〇〇〇 四三六
一、施設費	九五〇	九五〇〇	三〇〇〇	六五〇〇	充	沼津組合病院火災保險料 巡查派出所及校長住宅火災保險料 諸雜費	一五〇〇 八〇〇〇 四七六
二、宣傳費	三〇〇	三三三八六	三三三八六				
三、諸雜費	六〇〇	五五六四	五五四五		五三三		
二八、財産費	一、六七六六	一、七五二〇〇	一、六九七六六	五三三	五三三	皇太子殿下御成婚記念事業櫻樹植栽地管理諸費	
一、管理費	一、六九七六六	一、七五二〇〇	一、六九七六六	五三三	九六	愛鷹山植樹地、細洞、高山、高山東、西ノ洞、葛原澤、棚卷、辰山、大平、同大平、細洞、棚卷、同寺山三町九段歩植栽費 同看守人手當 我入道市有地看守人手當 香貫山山林看守人手當 諸雜費	二二〇〇〇 一五〇〇〇 二四七六 八三五 三六〇〇 二八〇〇 三五七
一、栽樹費	一〇〇	一〇〇〇	九〇四		二四六	巡查派出所及校長住宅小破	
二、造林費	五四一	五四〇〇	五三七三		二八〇	巡查派出所電燈費	
三、修繕費	一八五	一八五〇〇	一六二四		七九	巡查派出所校長住宅敷地借地料	
四、電燈費	七五	七〇〇	七二一〇		二二四	巡查派出所及校長住宅火災保險料 諸雜費	
五、借地料	五〇〇	五〇〇〇	五五九二				
六、管理諸費	二九〇	二九〇〇〇	二七八六				

四、繰替金	二七九九																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
-------	------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

歳出臨時部

決 算		決 算 明 細									
科 目	決 算 額	種 目	豫 算 額	豫算決定後増加額		現 額	支 出 額	翌年度繰越額		附 記	
				前年度繰越額	豫備費支出額			次年度繰越額	翌年度追加豫算額		
一、役所費	三、四九一七		三、六二五		三、四七一	三、四九七一	三、四九一七		三、〇〇五		
一、給料	二、七三九〇		二、七三二			二、七三〇〇	二、五三九〇		一、三八〇		
		一、吏員	二、七三二			二、七三〇〇	二、五三九〇		一、三八〇	書記、書記補、雇 技手	
										二、〇〇六四 五、六六六	
二、雑給	七〇〇五		八九三			八九三〇〇	七〇〇五		一、六三四		
		一、旅費	二四〇			二四〇〇〇	一八九〇六		五〇四	外勤吏員月額旅費	
		二、手当	五〇〇			五〇〇〇〇	四六五〇		二、一五〇	滞納整理係員特別手當	
		三、賞與	二三			一二〇〇	一一〇〇			吏員賞與	
三、選挙費	四七一		一〇		三、四七一	四七一	四七一				
		一、選挙諸費	一〇		三、四七一	四七一	四七一				
二、都市計畫調査費	八六三三		八六〇			八六〇〇〇	八六三三		一、七四八		

一、給料											
	給料	三、六八六	一、吏員	三、六八六			三、六八六	三、六八六			
	給料	三、六八六	一、吏員	三、六八六			三、六八六	三、六八六			技手一人
	給料	三、六八六	一、吏員	三、六八六			三、六八六	三、六八六			雑給、旅費へ流用支出
	給料	三、六八六	一、吏員	三、六八六			三、六八六	三、六八六			一七
二、雑給											
	給	八七	一、旅費	七〇			七〇	七〇			
	給	八七	一、旅費	七〇			七〇	七〇			吏員出張旅費
	給	八七	一、旅費	七〇			七〇	七〇			給料、吏員ヨリ流用
	給	八七	一、旅費	七〇			七〇	七〇			一七
	給	八七	一、旅費	七〇			七〇	七〇			
三、施設事業調査費											
	調査費	四〇五九	一、事業調査費	四〇			四〇〇〇	四〇五九			
	調査費	四〇五九	一、事業調査費	四〇			四〇〇〇	四〇五九			施設事業調査諸費
	調査費	四〇五九	一、事業調査費	四〇			四〇〇〇	四〇五九			建築線取締標杭費
	調査費	四〇五九	一、事業調査費	四〇			四〇〇〇	四〇五九			四三
	調査費	四〇五九	一、事業調査費	四〇			四〇〇〇	四〇五九			追加
三、土木費											
	道路橋梁費	一五、三〇九六	一、道路費	六、九〇〇			一〇、四一〇〇	一五、三〇九六			
	道路橋梁費	一五、三〇九六	一、道路費	六、九〇〇			一〇、四一〇〇	一五、三〇九六			追加
	道路橋梁費	一五、三〇九六	一、道路費	六、九〇〇			一〇、四一〇〇	一五、三〇九六			追加
	道路橋梁費	一五、三〇九六	一、道路費	六、九〇〇			一〇、四一〇〇	一五、三〇九六			追加
	道路橋梁費	一五、三〇九六	一、道路費	六、九〇〇			一〇、四一〇〇	一五、三〇九六			追加
一、道路橋梁費											
	道路費	六、九〇〇	一、道路費	六、九〇〇			六、九〇〇〇	四、七五六二			
	道路費	六、九〇〇	一、道路費	六、九〇〇			六、九〇〇〇	四、七五六二			追加
	道路費	六、九〇〇	一、道路費	六、九〇〇			六、九〇〇〇	四、七五六二			追加
	道路費	六、九〇〇	一、道路費	六、九〇〇			六、九〇〇〇	四、七五六二			追加
	道路費	六、九〇〇	一、道路費	六、九〇〇			六、九〇〇〇	四、七五六二			追加
二、橋梁費											
	橋梁費	六、九〇〇	二、橋梁費	六、九〇〇			六、九〇〇〇	六、九〇〇〇			
	橋梁費	六、九〇〇	二、橋梁費	六、九〇〇			六、九〇〇〇	六、九〇〇〇			
	橋梁費	六、九〇〇	二、橋梁費	六、九〇〇			六、九〇〇〇	六、九〇〇〇			
	橋梁費	六、九〇〇	二、橋梁費	六、九〇〇			六、九〇〇〇	六、九〇〇〇			
	橋梁費	六、九〇〇	二、橋梁費	六、九〇〇			六、九〇〇〇	六、九〇〇〇			
二、雑費											
	雑費	二九八五	二、雑費	二九八五			二九八五〇〇	二九八五			
	雑費	二九八五	二、雑費	二九八五			二九八五〇〇	二九八五			
	雑費	二九八五	二、雑費	二九八五			二九八五〇〇	二九八五			
	雑費	二九八五	二、雑費	二九八五			二九八五〇〇	二九八五			
	雑費	二九八五	二、雑費	二九八五			二九八五〇〇	二九八五			

三、用惡水路費		一、諸雜費	二元九	二元九〇〇	二元八五			一五	後藤松線道路敷借地料	五六〇〇
		一、溝渠費	五六六	五六〇〇			五六〇〇		追加	五六〇〇
四、需用費	三、六五〇〇		三、八〇〇	三、八〇〇〇	三、六五〇〇			一九五〇	追加	三、八〇〇〇
		一、備品	三、八〇〇	三、八〇〇〇	三、六五〇〇			一九五〇	追加	三、八〇〇〇
五、河川費			一、八〇〇	一、八〇〇〇			一、八〇〇〇		追加	一、八〇〇〇
		一、災害復舊費	一、八〇〇	一、八〇〇〇			一、八〇〇〇		追加	一、八〇〇〇
四、小學校費	一、五二五		一、六六七	一、六六七〇〇	一、五二五			八五二五	追加	一、六七一〇〇
		一、備品	一、六六七	一、六六七〇〇	一、五二五			八五二五	追加	一、六七一〇〇
一、需用費	一、五二五		一、六六七	一、六六七〇〇	一、五二五			八五二五	追加	一、六七一〇〇
		一、備品	一、六六七	一、六六七〇〇	一、五二五			八五二五	追加	一、六七一〇〇
五、警備費	一、四三三		一、八七〇	一、八七〇〇〇	一、四三三			二七四一	追加	一、八七〇〇〇
		一、貯備水池	七五〇	七五〇〇〇	四四八五		二五〇〇〇	五二五	追加	二五〇〇〇
一、防火設備費	四四八五		七五〇	七五〇〇〇	四四八五		二五〇〇〇	五二五	追加	二五〇〇〇

二、建築費		二、通消防費用	二五〇	二五〇〇〇					追加	二五〇〇〇
		一、建築費	二〇〇	二〇〇〇〇			二〇〇〇			一、〇〇〇〇〇
三、需用費	九八七四		一、〇〇〇	一、〇〇〇〇〇	九八七四			二二六	追加	一、〇〇〇〇〇
		一、備品	一、〇〇〇	一、〇〇〇〇〇	九八七四			二二六	追加	一、〇〇〇〇〇
六、積立金	六九八七		六四四	六四四〇〇	六九八七			四二四		
		一、積立	一〇	一〇〇〇	九八七			二二	利子積立	
一、積立金防	九八七		一〇	一〇〇〇	九八七			二二	利子積立	
		一、積立	九八	九八〇〇	九六〇九			一九二	利子積立	
二、社會事業	九六〇九		九八	九八〇〇	九六〇九			一九二	利子積立	
		一、積立	九八	九八〇〇	九六〇九			一九二	利子積立	
三、圖書館建築	五八三九		五八六	五八六〇〇	五八三九			二〇九	一般歲計積立	五〇〇〇〇
		一、積立	五八六	五八六〇〇	五八三九			二〇九	利子積立	八三九
七、寄附金	五、三七三		五、二七〇	五、二七〇〇〇	五、三七三			三三八	追加	二、一九五〇〇

一、寄土木附費	元、〇七八〇〇	四、五八〇〇	元、〇七八〇〇	追加	二四、〇七八〇〇
一、指定寄附費	四、五八〇〇	元、〇七八〇〇	一、五〇〇〇〇	追加	二四、〇七八〇〇
二、寄教育附費	一〇、七五〇〇	一〇、七五〇〇	一〇、七五〇〇	追加	五、〇〇〇〇
一、指定教育附費	一〇、五五〇〇	一〇、五五〇〇	一〇、五五〇〇	追加	五、〇〇〇〇
二、指定英會附費	二〇〇	二〇〇	二〇〇	追加	五、〇〇〇〇
三、社會事業附費	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	追加	五、〇〇〇〇
四、寄警備附費	五、六〇〇	五、六〇〇	五、六〇〇	追加	五、〇〇〇〇
一、指定消防會館附費	五、六〇〇	五、六〇〇	五、六〇〇	追加	五、〇〇〇〇
二、指定海外協會附費	二〇〇	二〇〇	二〇〇	追加	五、〇〇〇〇
五、寄勸業附費	二、四二〇〇	二、四二〇〇	二、四二〇〇	追加	五、〇〇〇〇
一、指定造林附費	三、四〇〇	三、四〇〇	三、四〇〇	追加	五、〇〇〇〇
六、寄財產附費	二、六三三	二、六三三	二、六三三	追加	五、〇〇〇〇

一、指財產附費	二、七	二、八〇〇〇	二、八〇〇〇	追加	二、八〇〇〇
七、縣廳寄附舍	二、八〇〇〇	二、八〇〇〇	二、八〇〇〇	追加	二、八〇〇〇
八、補助費	二、四〇〇〇	二、四〇〇〇	二、四〇〇〇	追加	二、四〇〇〇
一、補教育助費	九、〇〇〇	九、〇〇〇	九、〇〇〇	追加	二、四〇〇〇
一、少年團補助	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	追加	二、四〇〇〇
二、青年團補助	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	追加	二、四〇〇〇
三、補女子青年助團	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	追加	二、四〇〇〇
四、補體育協會助會	九、〇〇〇	九、〇〇〇	九、〇〇〇	追加	二、四〇〇〇
二、衛生費補助	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	追加	二、四〇〇〇
一、補衛生組合	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	追加	二、四〇〇〇
三、兵事費補助	一、四〇〇〇〇	一、四〇〇〇〇	一、四〇〇〇〇	追加	二、四〇〇〇
一、在鄉軍人助會	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	追加	二、四〇〇〇

[illegible][illegible]

[illegible][illegible]

昭和十一年度静岡縣沼津市學齡兒童就學獎勵資金歲入歲出決算

歲入

一金參千九百貳拾貳圓四拾貳錢

歲入決算高

歲出

一金壹千八百五拾九圓五拾五錢

歲出決算高

歲入歲出差引

殘金貳千六拾貳圓八拾七錢

翌年度繰越高

歲入

六二

特別會計

昭和十一年度静岡縣沼津市罹災救助資金歳入歳出決算

昭和十一年度静岡縣沼津市罹災救助資金歳入歳出決算

歳入

一金四百四拾七圓六錢

歳入決算高

歳出

一金參百七拾貳圓八拾壹錢

歳出決算高

歳入歳出差引

殘金七拾四圓貳拾五錢

翌年度繰越高

昭和十一年度静岡縣沼津市罹災救助資金歲入歲出決算

歳入									
決算		決算		決算		説明			
科目	項目	決算額	種目	豫算額	調定額	収入額	不納額	未収入額	附記
一、財産収入		三七八		三七	三七八	三七八			
一、羅災救入		三七八		三七	三七八	三七八			
一、預金及子債利		二五三		二五三	二五三	二五三			
二、株式配當金		一五五		一五五	一五五	一五五			
二、繰越金		七三三		七三	七三三	七三三			
一、前繰越年度		七三三		七三	七三三	七三三			
三、雑収入		四		一	四	四			
一、雑收		四		一	四	四			
元金五千四百九十圓六十錢ノ年四朱六ケ月分 元金五千六百七十九圓十五錢ノ年三朱七厘ノ六ケ月分 勸業債券十圓ノ利子年四朱五厘 日本勸業銀行株式二十八株拂込額千四百圓ニ對スル 配當金年一割 日本勸業銀行新株式十四株拂込額百七十五圓ニ對スル 配當金年一割									
増減 収入増 減 附記									

[illegible][illegible][illegible]



